

行政書士法の一部を改正する法律案 概要

現 状

- ① 行政書士は、依頼を受けて、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業務とする。

平成 26 年の行政書士法改正により特定行政書士に行政不服審査の手続代理権が付与されるなど、行政書士の業務は多様化していることから、行政書士法の目的をより実態に即したものとする必要がある。

- ② 社員が一人の行政書士法人の設立は認められていない。行政書士法人は、事務所と資格者個人の資産の分離、社会的信用の増大などのメリットがあるにもかかわらず、社員一人のみでは設立することができない。

※ 現行法上、弁護士法人及び社会保険労務士法人において社員が一人の法人が認められている。

※ 第 198 回国会で成立した「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第 29 号）」により、司法書士法人及び土地家屋調査士法人についても社員が一人の法人が認められることとなった。

- ③ 行政書士会の会則に基づく会員に対する処分に関して、法律上の根拠がないことを理由に異議を申し立てる事例があるなど、行政書士会による自主的な規律の維持に支障を来す場面も生じている。

※ 司法書士法第 61 条、土地家屋調査士法第 56 条及び社会保険労務士法第 25 条の 33 において、単位会が会員の法令違反のおそれを認める場合に当該会員に対して注意勧告できる旨の規定がある。



改正の概要

行政書士の業務の安定性を確保し、国民に対するより質の高いサービスの提供を確保する観点から、所要の措置を講じる必要がある。

- ① 法律の目的に「国民の権利利益の実現に資すること」を明記
- ② 社員が一人の行政書士法人の設立等の許容
- ③ 行政書士会による注意勧告に関する規定の新設